

議案第 97 号

財産（向日市立小中学校学習用タブレット端末）の取得について

別記財産を取得する。

よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和 39 年条例第 12 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 11 月 27 日提出

向日市長 安 田 守

別 記

- 1 取得財産 向日市立小中学校学習用タブレット端末
- 2 取得価格 253,000,000円
- 3 取得予定年月日 令和3年2月26日
- 4 取得の相手方 大阪府東大阪市長田中3丁目5番44号
株式会社ライオン事務器 大阪本店
大阪本店長 寶代 博之

〈参 考〉

教育用ICT機器及び数量

- ・ 学習用タブレット端末 (iPad) 4, 9 2 5 台
- ・ タブレット管理用端末 (MacBook) 1 台
- ・ 変換アダプタ (Lightning-Digital AVアダプタ) 1 7 2 本
- ・ 変換アダプタ (HDMIケーブル) 1 7 2 本